

- ・以下の条項の下線部分を削除いたします。

改定後	改定前
<p>6. (預金の払戻し) (中略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、直ちに租税納付の手続をします。(削除)</p>	<p>6. (預金の払戻し) (中略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、受入店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p>

以上